

赤十字講習負担金取扱要領

日本赤十字社山梨県支部

○共催団体等への講習負担金

(1) 派遣する指導員1名あたり交通費の実費弁償・日当分

交通費	交通費算出基準は派遣指導員在住市町村から会場市町村までの距離を勘案して算出 10Km未満 1,000円 10～25Km未満 1,500円 25～35Km未満 2,000円 35～45Km未満 2,500円 45Km以上 3,000円
有料道路（片道分） ※利用した場合に限る	実費分
日当	講習時間（4時間未満）1,300円 講習時間（4時間以上）2,600円

(2) 講習会1回の開催にかかる消耗品分（講習内容に心肺蘇生法が含まれる場合に限る）

消耗品（1講習あたり）	酒精綿=5円（×人数分） ハイディスポクロス=10円（×人数分）
-------------	-------------------------------------

施行 令和6年4月1日